

福岡市公共交通バリアフリー化促進事業  
補助金（鉄道駅）交付要綱

福 岡 市

## 福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（鉄道駅）交付要綱

### （通則）

第1条 福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（鉄道駅）（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めによるほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、福岡市バリアフリー基本計画に定める公的助成の手段として、鉄道事業者が行う鉄道駅におけるバリアフリー化設備整備事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を福岡市長（以下「市長」という。）が補助することにより、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図ることを目的とする。

### （定義等）

第3条 この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の免許を受けて鉄道事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「バリアフリー化設備」とは、高齢者や障がいのある人をはじめとする全ての人が、公共交通機関を利用して自由かつ安全に移動できるよう、身体的負担の少ない方法で鉄道駅の利用を行うために必要な次の各号に掲げるバリアフリー設備項目をいう。

- （1）段差解消設備
- （2）転落防止設備
- （3）視覚障がい者誘導用ブロック
- （4）障がい者対応型便所

3 この要綱の施行にあたっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国土交通省告示第1号）における移動等円滑化の目標に沿った事業とする。

### （交付の対象等）

第4条 市長は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市長が交付する補助金の額は、前条第2項に定めるバリアフリー化設備の整備に必要な補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とする。

3 第1項の市長が認める補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

4 補助金の交付を受けることができる者は、本市の市税を滞納していない者とする。

### （補助金交付申請）

第5条 福岡市交通局を除く鉄道事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （交付の決定及び通知）

第6条 市長は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査を行い、補助金を交付すべき事業であると認めたときは交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助対象事業者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際しては、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに補助対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

(交付決定の変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、交付決定変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。

(2) 別表に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、交付決定をした内容の変更について審査を行い、変更の内容が適当であると承認したときは、交付決定変更通知書(様式第4号)により補助対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際しては、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めるときは、速やかに補助対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、取り消した場合は、交付決定取消通知書(様式第5号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合には、速やかに状況報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書(様式第7号)にその理由を付して遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の状況報告書において補助対象事業の計画が当初の事業計画に適合していないと認められた場合は、遂行命令書(様式第8号)により補助対象事業者に対して是正措置を命ずることができるものとし、その場合においては、補助対象事業者はその命令に従わなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から1ヶ月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に定める完了実績報告を受けた場合に、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金支払いの請求)

第13条 補助対象事業者は、市長から補助金の支払いを受けようとするときは、前条に基づく補助金の額の確定の通知後に、補助金支払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第14条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助対象事業者が補助金の交付の決定の内容又はこの要綱の規定に違反すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、交付決定取消通知書(様式第5号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得した時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、5年間保存しておかなければならない。

- (1) 取得財産の得喪に関する書類
- (2) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、取得財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間を経過したときは前項の限りではない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を受けようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(利用状況の報告)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後に市長から指示があった場合は、当該補助事業に係る施設の利用状況等について市長に報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第22条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第23条 福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（鉄道駅）の交付に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は住宅都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年12月11日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成14年度の予算に係る福岡市交通施設バリアフリー化設備整備費補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成25年度の予算に係る福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（鉄道駅）から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成26年度の予算に係る福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（鉄道駅）から適用する。

(期間)

3 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく補助金の交付について、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合は、この要綱の終期について延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

別 表

補助対象経費の区分

補助対象事業者	補助対象経費の区分
鉄道事業者	鉄道駅の移動円滑化に要する経費 ・ 段差解消設備（例：エレベーター又はスロープの設置等） ・ 転落防止設備（例：内方線付点状ブロックの設置等） ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ 障がい者対応型便所の設置（便所がある場合） 等に要する経費のうち本工事費（資産の購入含む），附帯工事費，補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る）

鉄道駅の移動円滑化に要する経費（段差解消設備，転落防止設備，視覚障がい者誘導用ブロックの設置，障がい者対応型便所の設置等に要する経費）のうち，附帯工事費，補償費及び事務費については，以下のものとする。

・ 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路，階段等の新設，移設及び改築等）に直接要した費用で，本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

・ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

・ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。